３【その他】㊲
第７【外国為替相場の推移】㊳
［１～３　略］
第８【本邦における提出会社の株式事務等の概要】㊴
第９【提出会社の参考情報】
１【提出会社の親会社等の情報】㊵
２【その他の参考情報】㊶
第二部【提出会社の保証会社等の情報】
第１【保証会社情報】
１【保証の対象となっている社債】㊷
２【継続開示会社たる保証会社に関する事項】㊸
［⑴・⑵　略］
３【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】㊹
第２【保証会社以外の会社の情報】㊺
［１～３　略］
第３【指数等の情報】㊻
［１・２　略］
（記載上の注意）
以下の規定により第二号様式及び第七号様式の記載上の注意に準じて当該規定に係る記載をする場合には、第二号様式及び第七号様式記載上の注意中「届出書提出日」、「届出書提出日の最近日」及び「最近日」とあるのは「当連結会計年度末」（連結財務諸表を作成していない場合には「当事業年度末」）と、「最近５連結会計年度」とあるのは「当連結会計年度の前４連結会計年度及び当連結会計年度」と、「最近２連結会計年度等」とあるのは「当連結会計年度の前連結会計年度及び当連結会計年度」と、「最近連結会計年度」及び「最近連結会計年度等」とあるのは「当連結会計年度」と、「最近連結会計年度末」とあるのは「当連結会計年度末」と、「最近５事業年度」とあるのは「当事業年度の前４事業年度及び当事業年度」と、「最近２事業年度」及び「最近２事業年度等」とあるのは「当事業年度の前事業年度及び当事業年度」と、「最近事業年度」及び「最近事業年度等」とあるのは「当事業年度」と、「最近事業年度末」とあるのは「当事業年度末」と、「届出書に記載した」とあるのは「有価証券報告書に記載した」と読み替えるものとする。
［⑴～㉔　略］
㉕　発行済株式総数及び資本金の推移
ａ　当事業年度の前４事業年度及び当事業年度（６箇月を１事業年度とする会社にあっては当事業年度の前９事業年度及び当事業年度。㊻において同じ。）（この間に発行済株式総数及び資本金の増減がない場合には、最後に増減があった日）における発行済株式総数及び資本金の増減について株式の種類別に区分して記載すること。
なお、各事業年度における資本金の増減額については、その増減ごとの金額が当該事業年度の末日の資本金の100分の10以上のものについては、その増減ごとに記載することとするが、100分の10未満のものについては、期中の増加額及び減少額をそれぞれ一括して記載することができる。
［ｂ～ｄ　略］
［㉖～㉘　略］
㉙　コーポレート・ガバナンスの概要
第二号様式記載上の注意㊿に準じて記載すること。
㉚　［略］

３【その他】㊱
第７【外国為替相場の推移】㊲
［１～３　同左］
第８【本邦における提出会社の株式事務等の概要】㊳
第９【提出会社の参考情報】
１【提出会社の親会社等の情報】㊴
２【その他の参考情報】㊵
第二部【提出会社の保証会社等の情報】
第１【保証会社情報】
１【保証の対象となっている社債】㊶
２【継続開示会社たる保証会社に関する事項】㊷
［⑴・⑵　同左］
３【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】㊸
第２【保証会社以外の会社の情報】㊹
［１～３　同左］
第３【指数等の情報】㊺
［１・２　同左］
（記載上の注意）
以下の規定により第二号様式及び第七号様式の記載上の注意に準じて当該規定に係る記載をする場合には、第二号様式及び第七号様式記載上の注意中「届出書提出日」、「届出書提出日の最近日」及び「最近日」とあるのは「当連結会計年度末」（連結財務諸表を作成していない場合には「当事業年度末」）と、「最近５連結会計年度」とあるのは「当連結会計年度の前４連結会計年度及び当連結会計年度」と、「最近２連結会計年度等」とあるのは「当連結会計年度の前連結会計年度及び当連結会計年度」と、「最近連結会計年度」及び「最近連結会計年度等」とあるのは「当連結会計年度」と、「最近連結会計年度末」とあるのは「当連結会計年度末」と、「最近５事業年度」とあるのは「当事業年度の前４事業年度及び当事業年度」と、「最近２事業年度」及び「最近２事業年度等」とあるのは「当事業年度の前事業年度及び当事業年度」と、「最近事業年度」及び「最近事業年度等」とあるのは「当事業年度」と、「最近事業年度末」とあるのは「当事業年度末」と、「届出書に記載した」とあるのは「有価証券報告書に記載した」と読み替えるものとする。
［⑴～㉔　同左］
㉕　発行済株式総数及び資本金の推移
ａ　当事業年度の前４事業年度及び当事業年度（６箇月を１事業年度とする会社にあっては当事業年度の前９事業年度及び当事業年度。㊺において同じ。）（この間に発行済株式総数及び資本金の増減がない場合には、最後に増減があった日）における発行済株式総数及び資本金の増減について株式の種類別に区分して記載すること。
なお、各事業年度における資本金の増減額については、その増減ごとの金額が当該事業年度の末日の資本金の100分の10以上のものについては、その増減ごとに記載することとするが、100分の10未満のものについては、期中の増加額及び減少額をそれぞれ一括して記載することができる。
［ｂ～ｄ　同左］
［㉖～㉘　同左］
㉙　株価の推移
第七号様式記載上の注意㊻に準じて記載すること。
㉚　［同左］